

オフィスでんき 119 バリュープラン電気需給約款 新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">I 総則</p> <p>1. 適用</p> <p>(1) 当社が、一般の低圧（3（定義）にて定義します。）需要に応じて、電気事業法第2条第1項第3号に定める小売電気事業者として、所轄の一般送配電事業者（以下「送配電事業者」といいます。）の託送供給等約款（以下「託送約款」といいます。）に定める託送供給により、低圧にて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気需給約款（以下「本需給約款」といいます。）によります。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>2. 電気需給約款の変更</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 当社は、本需給約款を変更する際には当社所定のウェブサイトへの掲載<u>その他の方法</u>を通じてお客さまにあらかじめお知らせいたします。変更後の電気需給約款は、当社のウェブサイトに掲載その他の方法を実施することで変更を実施した日に効力を生ずるものとするについて、あらかじめ承諾していただきます。</p>	<p style="text-align: center;">I 総則</p> <p>1. 適用</p> <p>(1) 当社が、一般の低圧（3（定義）にて定義します。）需要に応じて、電気事業法第2条第1項第3号に定める小売電気事業者として、所轄の一般送配電事業者の託送供給等約款に定める託送供給により、低圧にて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気需給約款（以下、「本需給約款」といいます。）によります。</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>2. 電気需給約款の変更</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 当社は、本需給約款を変更する際には、<u>当社所定のウェブサイトへの掲載又は電子メールによる送信等の電磁的方法</u>その他当社が適切と判断する方法のうちいずれかの形式を通じてお客さまにあらかじめお知らせいたします。<u>ただし、当該変更がお客さまの権利を制限し、又は義務を加重するものであって、本需給約款上とくに重要な変更であると当社が判断したときは、かかる形式のうち、電子メールによる送信を必須とし、これにその他の方法を組み合わせることによってお客さまにお知らせするものとします。</u>変更後の電気需給約款は、当社のウェブサイトに掲載又は電子メールによる送信その他の方法を実施することで変更を実施した日に効力を生ずるものとするについて、あらかじめ承諾して</p>

<p>(3) ～ (4) (省略)</p> <p>3. 定義 (省略)</p> <p>(1) ～ (10) (省略)</p> <p>(11) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 <u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法</u> (以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。) <u>第16条第1項</u>に定める賦課金をいいます。</p> <p>(12) ～ (19) (省略)</p> <p>(20) <u>電子ブレーカー</u> <u>電子ブレーカーとは、熱伝導式ではなく、電流値をデジタル数値で感知する装置をいい、急激な電流が流れても瞬時に電力を遮断せず、電流の強さと時間を監視し、規定時間以内であればブレーカーが落ちないようにする仕組みを持つ機器等を総称していいます。</u></p> <p>4. ～ 5. (省略)</p> <p>II 契約の申込み</p> <p>6. 申込み</p>	<p>いただきます。<u>ただし、新たな契約内容にご承諾いただけない場合は、本需給約款の変更の通知受領後 30 日以内に当社に対してご解約のお申出をいただくことで、9 (契約期間) の定めにかかわらず、本契約を解約することができます。</u></p> <p>(3) ～ (4) (現行どおり)</p> <p>3. 定義 (現行どおり)</p> <p>(1) ～ (10) (現行どおり)</p> <p>(11) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 <u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法</u> (以下、「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。) <u>第36条第2項</u>に定める賦課金をいいます。</p> <p>(12) ～ (19) (現行どおり) (削除)</p> <p>4. ～ 5. (現行どおり)</p> <p>II 契約の申込み</p> <p>6. 申込み</p>
---	--

<p>(1) ～ (2) (省略) (新設)</p>	<p>(1) ～ (2) (現行どおり) (3) <u>お客さまが他社から当社に電気の需給契約を切り替える場合は、契約事務手数料として1契約ごと3,850円(税込)を申し受けます。契約事務手数料は、電気料金の初回請求時に加算して請求いたします。</u></p>
<p>7. ～ 8. (省略)</p> <p>9. 契約期間</p> <p>(1) 電気需給契約の契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降3年目の日までといたします。</p> <p>(2) 原則として契約期間満了日の15営業日前に先立って、お客さま<u>または当社から別段の意思表示がない場合は、電気需給契約は、契約期間満了後も3年ごとに同一条件で継続されるもの</u>といたします。</p>	<p>7. ～ 8. (現行どおり)</p> <p>9. 契約期間</p> <p>(1) 電気需給契約の契約期間は、<u>電力需給契約</u>が成立した日から、料金適用開始の日以降3年目の日までといたします。</p> <p>(2) 原則として契約期間満了日の15営業日前に先立って、お客さまから<u>更新月(供給開始月(電力需給契約が更新された場合には、更新された月)から起算して36ヶ月目とその翌月を指すものとします。)</u>に電力需給契約の変更又は解約の申出等がない場合、かつ、当社が本需給契約の更新について異議を申し立てなかった場合は、<u>本需給契約は、契約期間満了後も3年ごとに同一条件で継続されるもの</u>といたします。</p>
<p>(3) (省略) (新設)</p>	<p>(3) (現行どおり) (4) <u>契約を更新する場合(料金・契約条件について一切の変更をせず契約期間の延長のみをする場合)、更新後の契約期間のみを電子メール又は当社所定のウェブサイトにて一定期間掲載することでお客さまに通知いたします。</u></p>
<p>10. (省略)</p>	<p>10. (現行どおり)</p>

<p>11. 供給の開始 (1) ～ (3) (省略) (新設)</p> <p>12. ～ 13. (省略)</p> <p style="text-align: center;">Ⅲ 契約種別及び料金</p> <p>14. 契約種別 契約種別に関する詳細事項は、<u>電気料金プラン定義書</u>にて定めます。</p> <p>15. 料金等 (1) 料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は該当する別表3（電力調達調整費の適用）によって算定された<u>燃料費調整額</u>ならびに<u>調達調整費</u>を差し引き、<u>もしくは燃料費調整額ならびに調達調整費を加えたもの</u>からなる<u>電力調達調整費の加減</u>を適用するものといたします。 (2) (省略)</p>	<p>11. 供給の開始 (1) ～ (3) (現行どおり) (4) <u>当社は、供給開始日が決定した場合、お客さまに対し「お申し込み手続き完了のご案内」を交付することによって当該供給開始日を通知いたします。なお、お客さまが「お申し込み手続き完了のご案内」の再交付を希望された場合は、再発行手数料として330円（税込）を申し受けます。</u></p> <p>12. ～13. (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">Ⅲ 契約種別及び料金</p> <p>14. 契約種別 契約種別に関する詳細事項は、<u>付帯メニュー定義書</u>にて定めます。</p> <p>15. 料金等 (1) 料金は、基本料金、電力量料金及び別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は該当する別表3（電力調達調整費の適用）によって算定された<u>電力調達調整費</u>を差し引き、<u>又は加えたものを適用するもの</u>といたします。 (2) (現行どおり)</p>
--	---

<p>16. (省略)</p> <p style="text-align: center;">IV 料金の算定及び支払い</p> <p>17. ～ 20. (省略)</p> <p>21. 料金の算定</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (1)イまたはロの場合は、次により料金を算定いたします。</p> <p>イ 基本料金は、別表 6 (日割計算の基本算式) (1)イにより日割計算をいたします。</p> <p>ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 6 (日割計算の基本算式) (1)ハにより算定いたします。</p> <p>ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 6 (日割計算の基本算式) (1)ニにより算定いたします。</p> <p>ニ イ、ロまたはハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。</p> <p>(3) (1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には供給開始日および再開日を含み、<u>停止日</u>および<u>終了日</u>を除きます。また、(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。</p> <p>22. 料金の支払義務<u>ならびに</u>支払期日及び支払期限</p> <p>(1) (省略)</p>	<p>16. (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">IV 料金の算定及び支払い</p> <p>17. ～20. (現行どおり)</p> <p>21. 料金の算定</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (1)イ又はロの場合は、次により料金を算定いたします。</p> <p>イ 基本料金は、別表 4 (日割計算の基本算式) (1)イにより日割計算をいたします。</p> <p>ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 4 (日割計算の基本算式) (1)ハにより算定いたします。</p> <p>ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 4 (日割計算の基本算式) (1)ニにより算定いたします。</p> <p>ニ イ、ロ又はハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。</p> <p>(3) (1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には供給開始日<u>及び</u>再開日を含み、<u>終了日</u>を除きます。また、(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。</p> <p>22. 料金の支払義務<u>並びに</u>支払期日及び支払期限</p> <p>(1) (現行どおり)</p>
--	---

(2) 当社は、前月の1日から同月の末日までに基準（基本）検針日を迎えたお客さまに対して、お客さまから当社に支払われるべき月ごとの請求を、あらかじめ申請していただいた連絡先に当社所定の方法により、当月月末（以下、「請求日」といいます。）に行います。なお、月末が日曜日または休日に該当する場合は、それぞれ、その後の最初の営業日といたします。

(3) 支払期日は請求を行った月の翌月末日といたします。ただし、天災等不可抗力および当社の効率化努力がおよばない経済情勢等の変化による電力仕入れ価格が高騰し当該月の請求額が著しく高額となった場合、その負担軽減を目的に当社はお客さまと電力需給契約の継続期間において最大36ヵ月間の分割請求を行うことができます。なお、延滞時を除き当該分割請求額に利息は付さないものといたします。なお、請求を行った月の翌月末日が日曜日又は銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日以下「休日」といいます。）に該当する場合には、その前営業日に料金を支払っていただきます。また、お客さまが電気需給契約を解約した場合の、前回の計量日から解約日までの電気料金の支払期日は、解約日以降で当社、債権譲渡先またはクレジット会社が指定する日とします。

23. 料金その他の支払方法

(1) 料金については、当社の指定する、口座振替、コンビニ支払、クレジットカードのいずれかの方法から、お客さまの選択によりお支払頂けます。但し、支払に伴う費用は、お客さまの負担と致します。

(2) 当社は、前月の1日から同月の末日までに基準（基本）検針日を迎えたお客さまに対して、お客さまから当社に支払われるべき月ごとの請求を、当社指定の方法にて行います。

(3) 支払期日は請求を行った月の翌月末日といたします。ただし、天災等不可抗力及び当社の効率化努力がおよばない経済情勢等の変化による電力仕入れ価格が高騰し当該月の請求額が著しく高額となった場合、お客さまの負担の平準化を目的に当社は当該月の請求額をお客さまと電力需給契約の継続期間において最大36ヶ月間、36回に分割して請求を行うことができます。なお、延滞時を除き当該分割請求額に利息は付さないものといたします。なお、請求を行った月の翌月末日が日曜日又は銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日に該当する場合には、その前営業日に料金を支払っていただきます。また、電力需給契約の継続期間中に電気需給契約が終了した場合は、分割請求の対象とされた料金に係る期限の利益は喪失するものとし、また、前回の計量日から解約日までの電気料金の支払期日は、解約日以降で当社、債権譲渡先又はクレジット会社が指定する日とします。

23. 料金その他の支払方法

(1) 料金については、当社の指定する、口座振替、クレジットカードのいずれかの方法から、お客さまの選択によりお支払いいただけます。ただし、支払に伴う費用は、お客さまの負担といたします。

(2) 料金は、お客さまが指定した金融機関口座からの引き落とし、コンビニ支払、またはクレジット会社から、当社が指定した金融機関等に立替払いがなされたときに、お客さまの当社に対する支払いが完了したものといたします。

(3) ～ (4) (省略)

(新設)

(新設)

(5) (省略)

(6) (省略)

(7) (省略)

24. 請求書等の発行

(1) 当社は、料金その他の請求額を、当社が設置した WEB サイト（請求額に係る電子データ等を蓄積しお客さまの閲覧に供するためのインターネットサイトをいいます。）に登録した電子データによりお客さまの閲覧に供します。このとき、当社は WEB サイトに請求額に係る電子データを登録したことをもって、お客さまへのご請求を行ったものといたし

(2) 料金は、前項の定めによりお客さまが選択した金融機関口座からの引き落とし又はクレジット会社から当社が指定した金融機関等に立替払いがなされたときに、お客さまの当社に対する支払いが完了したものといたします。

(3) ～ (4) (現行どおり)

(5) クレジットカード支払及び口座振替の場合、初回又は登録が完了するまでの間の電気料金の支払等については、当社が発行するコンビニ払込票（請求事務手数料として 110 円（税込）及びコンビニ払込票発行手数料として 319 円（税込）を申し受けます。）にて請求させていただくことがあります。この場合、当該コンビニ払込票にて払込がなされたときに、お客さまの当社に対する支払いが完了したものといたします。

(6) お客さまに(1)の支払方法を選択できない事情がある場合又はお客さまが支払方法を選択していない場合は、(5)の規定を準用するものといたします。

(7) (現行どおり)

(8) (現行どおり)

(9) (現行どおり)

24. 請求書等の発行

(1) 当社は、料金その他の請求額を、請求額に係る電子データ等を蓄積しお客さまの閲覧に供するために当社が設置したウェブサイト「オフィスビリング PLUS」（以下、「マイページ」といいます。）に登録した電子データによりお客さまの閲覧に供します。このとき、当社は ウェブサイトに請求額に係る電子データを登録したことをもって、お客さまへの請

<p>ます。</p>	<p>求を行ったものいたします。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(2) 当社は、お客さまに対し、<u>所定の手続きをもってマイページ利用のためのID及びパスワードを付与いたします。ID及びパスワードはお客さまの責任において適切に管理・保管するものとし、これが第三者に不正に利用されお客さまに損害等が生じたとしても、当社はその責任を負わないものとし、当社に責に帰すべき事由がある場合を除きます。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(3) お客さまは、<u>マイページのシステム運用のためのサービス利用料として、1請求ごと月額8.8円(税込)を当社に支払うものとし、このサービス利用料は、23(料金その他の支払方法)(1)及び(2)で選択されたお客さまの支払方法に併せて請求いたします。また、同一契約者の複数の契約を合算にてまとめた場合の請求に関しても、1請求ごとの利用料を請求いたします。なお、23(料金その他の支払方法)(5)及び(6)に該当する場合も、本号を準用するものいたします。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(4) 当社は、<u>マイページが推奨環境において機能するよう合理的な最大限の努力を行います。ただし、マイページにより当社が提供し、又はお客さまが取得した情報が完全性、正確性、確実性、有用性、安全性等を有することを保証するものではありません。</u></p>
<p>(2) <u>お客さまが支払方法として口座振替を選択された場合かつお客さまからのお申出があった場合は、お客さまに係る請求書、完済証明書および支払証明書を書面にて発行いたします。</u> <u>なお、クレジットカードを選択された場合は、契約されているクレジットカード会社の規定によるものとし、</u></p>	<p>(5) <u>お客さまが支払方法として口座振替を選択された場合かつお客さまから書面によるお申出があった場合は、お客さまに係る請求書、完済証明書及び支払証明書を書面にて発行いたします。なお、クレジットカードを選択された場合は、お客さまが契約されているクレジットカード会社の規定によるものとし、</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(6) 当社は、<u>電気料金(月額)及び電力使用量の明細の書面による発行を</u></p>

<p>25. 債権譲渡</p> <p>当社は、支払方法として口座振替、コンビニ支払を選択されたお客様の電気料金を、当社指定の金融機関に債権譲渡し、お客様は当該債権譲渡について、異議なくご承諾いただけるものとしします。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>希望されたお客様に対しては、ご利用料金等の内訳を記載した明細書を郵送いたします。この場合、明細発行手数料として月額 110 円（税込）を申し受けます。</u></p> <p>25. 債権譲渡</p> <p>(1) 当社は、支払方法として口座振替、コンビニ支払を選択されたお客様の電気料金を、当社指定の金融機関、弁護士等、債権回収会社又は代理請求事業者等（以下、「譲受人等」といいます。）に債権譲渡することができるものとし、お客様は当該債権譲渡について、異議なくご承諾いただけるものとしします。</p> <p>(2) (1)による債権譲渡が行われる場合、お客様の支払については、<u>23（料金その他の支払方法）(1)、(5) 及び (6) にかかわらず、譲受人等が指定した支払方法によるものとしします。</u></p> <p>(3) (1)による債権譲渡が行われる場合、お客様は、お客様ご自身の氏名、住所、電話番号、金融機関の口座番号及び当社に対する支払に関する状況・履歴等の個人情報（譲受人等がお客様へ電気料金を請求するために必要な情報であって、当社が別に定めるものに限りません。）を当社が譲受人等へ提供することにあらかじめ同意していただくものとしします。</p>
<p>26. (省略)</p>	<p>26. (現行どおり)</p>
<p>27. 保証金</p> <p>(1) 当社は、原則として供給の開始もしくは供給の停止後の再開に先だっ</p>	<p>27. 保証金</p> <p>(1) 当社は、原則として供給の開始に先だって、又は供給継続の条件とし</p>

て、または供給継続の条件として、予想月額料金の3ヶ月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。また、お客さまの支払履歴や財務状況に変化が認められた場合には、追加で保証金を預けていただくことがあります。予測月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

(2) (省略)

(3) 当社は、電気需給契約が終了した場合または支払期限を経過してもなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。お客さまが32（供給の停止）(3)イからへのいずれかに該当する場合、本契約に基づく債務に関して期限の利益を放棄するものといたします。

(4) ~ (5) (省略)

28. 割引特約

(1) 割引種別、適用条件および割引額に関する詳細事項は、電気料金プラン定義書にて定めます。

(2) 割引の適用開始日は、お客さまが 電気料金プラン定義書に定める適用条件を満たしたのちに到来する電気の検針日または計量日とします。

(3) 割引の適用廃止日は、次のとおりとします。

イ 電気需給契約の終了または解約の場合、割引の適用廃止日は、電気需給契約の終了日または解約日の前日とします。

ロ お客さまが電気料金種別定義書に定める適用条件を満たさなくなっ

て、予想月額料金の3ヶ月分に相当する金額を超えない範囲で保証金を預けていただくことがあります。また、お客さまの支払履歴や財務状況に変化が認められた場合には、追加で保証金を預けていただくことがあります。予測月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況及び同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

(2) (現行どおり)

(3) 当社は、電気需給契約が終了した場合又は支払期限を経過してもなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。

(4) ~ (5) (現行どおり)

28. 割引特約

(1) 割引種別、適用条件及び割引額に関する詳細事項は、付帯メニュー定義書にて定めます。

(2) 割引の適用開始日は、お客さまが 付帯メニュー定義書に定める適用条件を満たしたのちに到来する電気の検針日又は計量日とします。

(3) 割引の適用廃止日は、次のとおりとします。

イ 電気需給契約の終了又は解約の場合、割引の適用廃止日は、電気需給契約の終了日又は解約日の前日とします。

ロ お客さまが付帯メニュー定義書に定める適用条件を満たさなくなっ

た場合、割引の適用廃止日は、当該事由発生日ののちに到来する電気の検針電気の検針日または計量日の前日とします。

V 使用及び供給

29. 適正契約の保持

当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものにしていただきます。

30. 需要場所への立入りによる業務の実施

(省略)

(1) ~ (3) (省略)

(4) 32 (供給の停止)、42(電気需給契約の終了)(2)又は44 (解約等)により必要な処置

(5) (省略)

31. (省略)

32. 供給の停止

(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給の停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。

イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ お客さまの需要場所内の計量器もしくは電気工作物、電気機器その

た場合、割引の適用廃止日は、当該事由発生日ののちに到来する電気の検針電気の検針日又は計量日の前日とします。

V 使用及び供給

29. 適正契約の保持

当社は、お客さまとの電気需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものにしていただきます。

30. 需要場所への立入りによる業務の実施

(現行どおり)

(1) ~ (3) (現行どおり)

(4) 39(電気需給契約の終了)(2)又は41 (解約等)により必要な処置

(5) (現行どおり)

31. (現行どおり)

(削除)

<p><u>他の設備を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合</u></p> <p>(2) <u>お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給の停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。なお、この場合には、供給停止の7日前までに予告いたします。</u></p> <p>イ <u>お客さまが料金の支払期日を経過し、なお支払われない場合</u></p> <p>ロ <u>お客さまが本需給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（保証金、契約超過金、違約金、その他本需給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合</u></p> <p>(3) <u>お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給の停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。</u></p> <p>イ <u>お客さまが、振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手が不渡りとなり、銀行取引停止処分を受けた場合。</u></p> <p>ロ <u>お客さまが、破産、民事再生、会社更生、特別清算及びこれらに類する法的申請の申立を受け、または自ら申立を行った場合お客さまが、強制執行または担保権の実行としての競売の申立を受けた場合</u></p> <p>ハ <u>お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合</u></p> <p>ニ <u>お客さまが 44(解約等)による通知をされないで、需要場所から移転された場合</u></p> <p>ホ <u>お客さまが電気需給契約終了後においても電気を使用した場合（その理由の如何は問いません）</u></p> <p>ヘ <u>その他、電気需給契約に基づく電気の供給を停止すべきと当社が判断した場合</u></p>	
--	--

(4) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給の停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。

イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ 電気工作物、電気機器その他の設備の改変等によって不正に電気を
使用された場合

ハ 30（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社または
一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由な
く拒否された場合

ニ 31（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措
置を講じられない場合

ホ お客さまが、電子ブレーカー等の利用により使用状況や負荷率が契
約時から乖離した場合

へ その他お客さまが本需給約款に反した場合。

(5) 当社がお客さまに 29（適正契約の保持）に定める適正契約への変更
及び適正な使用状態への改善を求めた場合で、その修正に応じていただ
けないときには、当社は、当該電気の供給の停止を一般送配電事業者に
依頼することがあります。

(6) (1)から(4)によって電気の供給を停止する場合には、当社は供給停止
のための処置を行うと同時に、一般送配電事業者にも供給停止のための
適切な処置を依頼いたします。なお、この場合には、必要に応じてお客
さまに協力をしていただきます。

33. 供給停止の解除

(削除)

<p><u>32 (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したときは、当社は、すみやかに電気の供給の再開を一般送配電事業者に依頼いたします。</u></p> <p><u>34. 供給停止期間中の料金</u> <u>32 (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合でも、その停止期間を含め、料金算定期間「1月」として算定した料金を申し受けます。</u></p> <p><u>35. 違約金</u> <u>(1) お客さまが 32 (供給の停止) (4)ロに該当し、そのために料金の全部又は一部の支払いを免れた場合には、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として支払っていただきます。</u> <u>(2) (1)の免れた金額は、本需給約款に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。</u> <u>(3) 不正に使用した期間を確認できないときは、当社が合理的に決定した期間といたします。</u></p> <p><u>36. 供給の中止または使用の制限もしくは中止</u> (1) ~ (2) (省略)</p> <p><u>37. 制限または中止の料金割引</u> 当社は、<u>36 (供給の中止または使用の制限もしくは中止) (1)によって、電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止して</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(34. 違約金へ移動)</p> <p><u>32. 供給の中止又は使用の制限若しくは中止</u> (1) ~ (2) (現行どおり)</p> <p><u>33. 制限又は中止期間中の料金</u> 当社は、<u>32 (供給の中止又は使用の制限若しくは中止) (1)によって、電気の供給を中止し、又は電気の使用を制限し、若しくは中止していただ</u></p>
---	--

いただいた場合に、その期間中についても、原則として、料金の減額を行いません。

35. 違約金

- (1) お客さまが 32 (供給の停止) (4)口に該当し、そのために料金の全部又は一部の支払いを免れた場合には、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として支払っていただきます。
- (2) (省略)
- (3) 不正に使用した期間を確認できないときは、当社が合理的に決定した期間といたします。

38. 損害賠償の免責

- (1) (省略)
- (2) 36 (供給の中止又は使用の制限もしくは中止) (1)によって電気の供給を中止し、又は電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責に帰すことのできない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (3) 32 (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合、又は 44 (解約等) によって電気需給契約を解約した場合もしくは電気需給契約が終了した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (4) ~ (7) (省略)

いた場合に、その期間中についても、原則として、料金の減額を行いません。

34. 違約金

当社は、以下に該当する場合に違約金を請求します。

- (1) お客さまが 不正に電気を使用し、料金の全部又は一部の支払いを免れた場合には、当社は、これに係る一般送配電事業者からの請求金額及び当該不正に関する調査に要した費用等その他の諸経費相当額の総額を、違約金として申し受けます。
- (2) (現行どおり)
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内で一般送配電事業者が決定した期間といたします。

35. 損害賠償の免責

- (1) (現行どおり)
- (2) 32 (供給の中止又は使用の制限若しくは中止) (1)によって電気の供給を中止し、又は電気の使用を制限し、若しくは中止した場合で、それが当社の責に帰すことのできない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (3) 41 (解約等) によって電気需給契約を解約した場合又は電気需給契約が終了した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。
- (4) ~ (7) (現行どおり)

39. 設備の賠償

(省略)

VI 契約の変更及び終了

40. 電気需給契約の変更

(1) お客さまが電気需給契約の変更を希望される場合は、原則として当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、契約種別、契約電流、契約容量、契約電圧等の変更をされる場合は、申込みをされた日以後、原則として最初の検針日から適用いたします。

(2) (省略)

41. 名義の変更

(省略)

42. 電気需給契約の終了

(1) (省略)

(2) 電気需給契約は、44 (解約等) に規定する場合又は次の場合を除き、お客さまが当社に通知された終了期日に終了いたします。

イ (省略)。

ロ 当社の責に帰すことのできない事由 (非常変災等の場合を除きます。)により電気の供給を終了させるための処置をとることができない場合は、電気需給契約は電気の供給を終了させるための処置が可

36. 設備の賠償

(現行どおり)

VI 契約の変更及び終了

37. 電気需給契約の変更

(1) お客さまが電気需給契約の変更を希望される場合は、原則として当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、契約種別、契約電流、契約容量、契約電圧等の変更をされる場合は、申込みをされた日以後、原則として最初の検針日又は翌月の検針日から適用いたします。

(2) (現行どおり)

38. 名義の変更

(現行どおり)

39. 電気需給契約の終了

(1) (現行どおり)

(2) 電気需給契約は、41 (解約等) に規定する場合又は次の場合を除き、お客さまが当社に通知された終了期日に終了いたします。

イ (現行どおり)

ロ 当社の責に帰すことのできない事由 (非常変災等の場合を含みます。)により電気の供給を終了させるための処置をとることができない場合は、電気需給契約は電気の供給を終了させるための処置が可

(省略)	(現行どおり)
<u>44. 解約等</u>	<u>41. 解約等</u>
(省略)	(現行どおり)
<u>(1) 32 供給の停止によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定め た期日までにその理由となった事実を解消されない場合</u>	(削除)
<u>(2) お客さまが、42 (電気需給契約の終了) (1)による通知をされなくて、 その供給場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場 合</u>	<u>(1) お客さまが、39 (電気需給契約の終了) (1)による通知をされなくて、 その供給場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場 合</u>
<u>(3)</u> (省略)	(現行どおり)
<u>(4)</u> (省略)	(現行どおり)
<u>(5) 本需給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務 (違 約金、工事費負担金その他本需給約款から生ずる金銭債務をいいま す。)を支払われない場合</u>	<u>(4) 本需給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務 (延 滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他本需給約款から生ずる金 銭債務)を支払われない場合</u>
<u>(6) お客さまが、毎月の料金の支払いを、23 (料金その他の支払方法) に 違反した場合</u>	(削除)
<u>(7)</u> (省略)	(現行どおり)
<u>45. 電気需給契約終了後の債権債務関係</u>	<u>42. 電気需給契約終了後の債権債務関係</u>
(省略)	(現行どおり)
VII 工事及び工事費の負担金	VII 工事及び工事費の負担金
<u>46. 供給地点及び施設</u>	<u>43. 供給地点及び施設</u>
(省略)	(現行どおり)

<p><u>47.</u> 計量器等の取付け (省略)</p>	<p><u>44.</u> 計量器等の取付け (現行どおり)</p>
<p><u>48.</u> 電流制限器等の取付け (省略)</p>	<p><u>45.</u> 電流制限器等の取付け (現行どおり)</p>
<p><u>49.</u> 供給設備の工事費負担金 (省略)</p>	<p><u>46.</u> 供給設備の工事費負担金 (現行どおり)</p>
<p><u>50.</u> 供給開始に至らないで電気需給契約を終了又は変更される場合の費用の申受け (省略)</p>	<p><u>47.</u> 供給開始に至らないで電気需給契約を終了又は変更される場合の費用の申受け (現行どおり)</p>
<p>Ⅷ 保安</p>	<p>Ⅷ 保安</p>
<p><u>51.</u> 保安の責任 (省略)</p>	<p><u>48.</u> 保安の責任 (現行どおり)</p>
<p><u>52.</u> 調査に対するお客さまの協力 (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を一般送配電事業者または経済産業大臣の登録を受けた登録調査機関に通知していただきます。 (2) (省略)</p>	<p><u>49.</u> 調査に対するお客さまの協力 (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社及び一般送配電事業者又は経済産業大臣の登録を受けた登録調査機関に通知していただきます。 (2) (現行どおり)</p>

53. 保安等に対するお客さまの協力

- (1) (省略)
- (2) お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更又は修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更又は修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社及び一般送配電事業者に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社、又は一般送配電事業者はお客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

IX その他 (新設)

50. 保安等に対するお客さまの協力

- (1) (現行どおり)
- (2) お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更又は修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社及び一般送配電事業者に通知していただきます。また、物件の設置、変更又は修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社及び一般送配電事業者に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社又は一般送配電事業者はお客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

IX その他

51. 通知又は連絡

- (1) お客さまは当社に対して、本需給約款に関連して当社が送信する電子メールを受信できるメールアドレスをあらかじめ登録し、かつ、変更時には届け出る義務を負うものとします。
- (2) 本需給約款に関連して当社からお客さまに対して行う通知又は連絡は、当該メールアドレス宛に送信すればお客さまに到達したものとみなします。
- (3) 当社は、お客さまに(1)のメールアドレスを登録できない事情がある場合若しくはお客さまが登録していない場合、又は当該メールアドレス宛に送信できない場合は、お客さまに対してあらかじめ登録いただいた携帯電

	<p><u>話等のショートメッセージサービス（SMS）による送信又は書面を郵送することによって通知又は連絡を行うことができるものとし、当該送信又は郵送することでお客さまに到達したものとみなします。</u></p>
<p><u>54. 権利・義務の譲渡等の禁止</u> (省略)</p>	<p><u>52. 権利・義務の譲渡等の禁止</u> (現行どおり)</p>
<p><u>55. 反社会的勢力の排除</u> (省略)</p>	<p><u>53. 反社会的勢力の排除</u> (現行どおり)</p>
<p><u>56. 守秘義務</u> (省略)</p>	<p><u>54. 守秘義務</u> (現行どおり)</p>
<p><u>57. 管轄裁判所</u> お客さまとの電気需給契約に関する一切の紛争については名古屋地方裁判所を<u>第1</u>審の専属的合意管轄裁判所とします。</p>	<p><u>55. 管轄裁判所</u> お客さまとの電気需給契約に関する一切の紛争については、<u>その訴額に応じて、名古屋簡易裁判所又は名古屋地方裁判所を第<u>一</u>審の専属的合意管轄裁判所とします。</u></p>
<p><u>58. 消費税及び地方消費税の税率変更の際の措置</u> (省略)</p>	<p><u>56. 消費税及び地方消費税の税率変更の際の措置</u> (現行どおり)</p>
<p><u>59. 本需給約款の実施期日</u> (省略)</p>	<p><u>57. 本需給約款の実施期日</u> (現行どおり)</p>